



2014/7

第 32 号 (通巻第 726 号)  
制作・発行  
大分県商工労働部労政福祉課

# 男女雇用機会均等法で禁止している 「間接差別」の対象範囲が拡大します。

男女雇用機会均等法施行規則の改正等が行われ(平成 25 年 12 月 24 日公布)、平成 26 年 7 月 1 日から施行されます。

**改正後** (7 月 1 日から) すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されます。



**これまで** 総合職の労働者を募集、採用する際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されてきました。

- 「間接差別」となるおそれがあるものとして禁止される措置の例
- ×労働者の募集に当たって、長期間にわたり、転居を伴う転勤の実態がないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている。
  - ×部長への昇進に当たって、広域にわたり展開する支店、支社などがないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている。

**間接差別とは**  
性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものとして省令で定めている措置（以下の①～③）を、合理的な理由なく、講じることをいいます。

- ①労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とするもの。
- ②コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集または採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができること（「転勤要件」）を要件とするもの。
- ③労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とするもの。

(改正後)  
→②労働者の募集もしくは採用、昇進または職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とするもの。

(P2に続く)

目次	
●男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大します..... P1~P2	●労務管理アドバイス..... P4
●パートタイム労働法が変わります..... P2~P3	●平成 26 年春季賃上げ要求・妥結状況..... P5
●仕事と子育て両立支援モデル企業に指定証を交付..... P3	●主要労働経済指標..... P6
	●県内の動き..... P7~P8
	●労委だより..... P7
	●労働相談のお知らせ..... P8

📌 (P1からの続き)

そのほか、次の指針が7月1日付で改正、制定されました。

●性別による差別事例の追加

性別を理由とする差別に該当するものとして、結婚していることを理由に職種の変更や定年の定めについて男女で異なる取り扱いをしている事例を追加。(性差別指針の改正)

●セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底等

- 1) 職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであることを明示。
- 2) セクシュアルハラスメントに関する方針の明確化とその周知・啓発に当たっては、その発生原因や背景について労働者の理解を深めることが重要であるが、発生原因や背景には、性別の役割分担意識に基づく言動があることも考えられる。そのため、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止の効果を高める上で重要であることを明示。
- 3) セクシュアルハラスメントの相談対応に当たっては、その発生の恐れがある場合や該当するかどうか微妙な場合でも広く相談に応じることとしている。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じる場合等が考えられることを明示。
- 4) セクシュアルハラスメントの被害者に対する事後対応の措置の例として、管理監督者または事業場内の産業保健スタッフなどによる被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を追加。(セクハラ指針の改正)

●コース等別雇用管理についての指針の制定

従来の「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」(局長通達)について、より明確な記述とした「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」を制定(告示)(コース等別雇用管理指針の制定)

**労働トピックス** **パートタイム労働法が変わります**  
**平成 2 7 年 4 月 1 日施行**

パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)が改正(平成26年4月23日公布)され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。改正の内容は次のとおりです。

1 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲

【現行】

- ①職務の内容が正社員と同一
- ②人材活用の仕組みが正社員と同一
- ③無期労働契約を締結している



【改正後】

- ①、②に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ、全ての待遇について、正社員との差別的取扱いが禁止される

2 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。改正後はパートタイム労働者の待遇に関するこうした一般的な考え方も念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図っていただくこととなります。

3 パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととなります。

事業主が説明することとされる雇用管理の改善措置の内容の例

- ・賃金制度はどうなっているか・どのような教育訓練があるか・どのような正社員転換推進措置があるか 等

(P3に続く) 📌

◀ (P2からの続き)

4 パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設  
 事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。

相談に対応するための体制整備の例

- ・相談担当者を決め、相談に対応させる・事業主自身が相談担当者となり、相談対応を行う 等

5 その他

(1) 厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が勧告をしても、事業主がこれに従わない場合は、厚生労働大臣はこの事業主名を公表できることとなります。

(2) 虚偽の報告をした事業主に対する過料の新設

事業主が、パートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。

パートタイム労働者とは

- パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことで、
- 「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、上記の条件に当てはまれば、「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。
- フルタイムで働く人は、「パート」などのような名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象とはなりません、事業主はこれらの人についてもパートタイム労働法の趣旨を考慮する必要があります。

父親の子育て参画日本一めざして 仕事と子育て両立支援モデル企業に指定証を交付

県労政福祉課は、2013年度に引き続き、男性の育児休業など、仕事と子育ての両立に取り組むモデル企業を指定し、7月18日(金)、県庁において指定証交付式を行いました。

2014年度は、さらなる男性の子育て参加推進を図り、仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援を強化するため、指定社数を昨年度の10社から21社に拡大しました。

本年度のモデル企業は次のとおりです。

- ▼(株)インタープリント ▼社会福祉法人宇水会
- ▼(株)オアシス ▼(株)オーイーシー
- ▼(株)大分県自治体共同アウトソーシングセンター
- ▼社会福祉法人大分県社会福祉事業団
- ▼大分県農業協同組合 ▼大分県民共済生活協同組合
- ▼大分総合警備管理(株) ▼サンアスベルフーズ(株)
- ▼三信産業(株) ▼新日鐵住金(株)大分製鐵所
- ▼社会福祉法人新友会 ▼大和リース(株)大分営業所
- ▼(株)玉の湯 ▼日油(株)大分工場 ▼二豊製畳(有)
- ▼(株)花菱ホテル ▼豊洋企業協同組合

▼(株)みらい蔵 ▼学校法人善広学園総合技術工学院

指定証交付式の後、西山英将商工労働部長のあいさつに続き、意見交換会を行いました。そこでは、各企業の自己紹介や仕事と子育ての両立に係る取り組みについての紹介、ワーク・ライフ・バランスの推進についての貴重なご意見をいただきました。



西山商工労働部長とモデル企業に指定された企業の皆さん



【執筆】  
 社会保険労務士  
**篠原 文司** 氏  
 社会保険労務士  
 篠原事務所  
 大分市下郡1602-1  
 大分県保険医会館2-8

# 労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

## ～改正パートタイム労働法への実務的対応について～

4月23日に公布された「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（いわゆるパートタイム労働法）改正法の施行日が、平成27年4月1日に決定しました。パートタイム労働法は、「均衡待遇」という考え方を元に作られており非常に難解な法律の一つです。

以下、今回の改正内容を簡単に解説します。

1. 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

差別的取扱いが禁止される「通常の労働者（正社員）と同視すべき短時間労働者」について、「無期労働契約を締結している」という条件が削除されました。今後は「職務の内容」と「転勤や異動などの人材活用の仕組み」が同じであれば、有期雇用の短時間労働者であっても、差別的取扱いが禁止されます。

2. 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

短時間労働者と正社員との待遇の相違について、職務の内容、人材活用の仕組みなどを考慮して、不合理なものであってはならないとされ、労働契約法第20条と同じ様な条文が新設されています。

3. パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

短時間労働者を雇い入れたときは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関して講じている措置の内容について説明しなければならないとされました。

【事業主が説明することとされる雇用管理の改善措置の内容の例】

- 賃金制度はどうなっているか
- どのような教育訓練や福利厚生施設の利用の機会があるか

○どのような正社員転換推進措置があるか など

4. パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

短時間労働者からの相談に応じ、適切に対応するための体制を整えなければならないとされました。

5. その他

(1) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置の規定に違反している事業主に対し厚生労働大臣が是正勧告を行い、勧告に従わなかった場合は事業主名が公表されます。

(2) 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善のために必要であると認められるときは、事業主から報告を求められることができるとされています。この報告について、報告をしない、あるいは虚偽の報告をした場合には20万円以下の過料に処することとされました。

この中で、最もインパクトのある改正箇所としては、2. 「短時間労働者の待遇の原則」の新設と言えます。ご存じのとおり、通勤手当は退職手当と同様に、パートタイム労働法第9条（改正法第10条）第1項の均衡確保の努力義務の対象外として例示されています。つまり、正社員とパートタイマーという社員区分がある会社で、正社員には通勤手当を支給するが、パートタイマーには支給しない、あるいは少額であったとしても、通常の労働者と同視すべきパートタイマーは除き、それについて格差是正を求められることはないということです。しかし、今回の法改正に先立つ労働政策審議会では、この点について、「一律に均衡確保の努力義務の対象外とすることは適当ではない旨を明らかにすることが適当である。」と指摘しています。わかりにくい表現ですが、要は通勤手当のうち「職務の内容に密接に関連して支払われるもの」については、

均衡確保の努力義務の対象となるよう、省令が見直されるということのようです。つまり、距離や実際かかっている経費とは関係なく一律の額で通勤手当として支払っているような場合は、職務関連手当として均衡確保の努力義務の対象となるということです。例えば、正社員に一律1万円通勤手当を支給しており、パートタイマーには不支給という場合は、均衡確保の努力義務違反となります。そもそも一律支給の通勤手当は、時間外割増賃金の算定基礎にも含まなければなりません。一律支給の通勤手当があり、かつ、パートタイマーもいる会社は、この機会に手当の在り方を見直した方が良いかもしれません。

既に労働政策審議会では省令及び指針についての議論も進んでいる為、今後、改正法に沿ったものが公表されていく予定です。具体的な対応としては、これら省令等の動向を確認してからとなりますが、厚生労働省は「今後のパート労働対策に関する研究会報告書」で「パートタイム労働者の均衡待遇の確保を一層促進していくとともに、均等待遇を目指していくことが必要である。」と明らかにしているように、均衡待遇から均等待遇へと移っていく方向性のようです。

次期の改正も視野に入れながら、パートタイマー用就業規則の整備、雇用管理区分の明確化などの対応が必要なのは間違いありません。



**平成26年  
春季賃上げ要求・妥結状況（最終）**

（平成26年春季賃上げ要求・妥結状況 6月30日現在 労政福祉課調べ）

**1 概況**

6月30日現在、調査対象174事業所のうち要求を把握できたのは113事業所で、全体の64.9%です。そのうち、妥結した事業所は112事業所で、要求を把握できた事業所の89.7%です。

**2 要求状況**

要求を把握できた113事業所の平均要求額は7,331円、要求率は2.76%となっています。

そのうち、前年の数字が把握できる90事業所における比較では、前年より額で2,490円の増、率で0.94ポイント上回っています。

**3 妥結状況**

妥結した112事業所の平均妥結額は4,640円、率は1.75%となっています。

そのうち、前年の数字が把握できる82事業所における比較では、前年より額で1,206円の増、率で0.46ポイント上回っています。

業種別妥結額で最も高いのは「窯業・土石」の7,694円で、業種別賃上げ率で最も高いのも「窯業・土石」の2.72%となっています。

産 業	要 求					妥 結		
	要求 組合数	年齢	平均賃金	要求額 (円)	要求率 (%)	妥結 組合数	妥結額 (円)	妥結率 (%)
全産業計	113	39.5	265,454	7,331	2.76	112	4,640	1.75
食品・たばこ	5	36.9	243,108	11,540	4.75	5	5,703	2.35
繊維工業	1	x	x	x	x	1	x	x
パルプ・紙・紙加工品	3	36.3	230,517	5,005	2.17	3	3,779	1.64
化学・石油・プラスチック	9	40.0	289,611	7,037	2.43	9	6,181	2.13
窯業・土石	7	42.1	282,833	8,936	3.16	7	7,694	2.72
鉄鋼・非鉄	3	39.5	291,652	7,196	2.47	3	4,882	1.67
金属製品	3	34.6	221,283	8,993	4.06	3	4,789	2.16
機械器具	1	x	x	x	x	1	x	x
電気機械器具	3	43.6	312,862	9,196	2.94	3	7,451	2.38
輸送用機械器具	12	35.1	236,831	4,296	1.81	12	1,652	0.70
電子部品・デバイス・電子回路、その他	1	x	x	x	x	1	x	x
鉱業・採石業、砂利採取業	4	43.3	282,914	10,993	3.89	4	6,655	2.35
建設業	3	40.2	253,505	5,562	2.23	3	2,362	0.93
電気・ガス業	2	39.0	306,420	12,802	4.18	2	7,617	2.49
情報通信業	2	35.5	327,945	16,541	5.04	2	7,465	2.28
運輸業、郵便業	16	41.2	224,529	5,773	2.57	16	2,701	1.20
卸売業、小売業	12	41.0	263,747	10,179	3.86	12	5,686	2.16
金融業、保険業	1	x	x	x	x	1	x	x
宿泊業、飲食サービス業	2	32.9	243,584	9,859	4.05	2	4,548	1.87
教育、学習支援業	5	44.7	233,472	7,029	3.01	5	4,281	1.83
医療、福祉	6	39.8	253,445	7,804	3.08	5	4,411	1.70
複合サービス事業	6	38.0	233,355	5,493	2.35	6	3,853	1.65
サービス業	6	39.6	266,723	7,318	2.74	6	2,779	1.04

（注）・数字はすべて加重平均。平均賃金とは、基本給に通勤手当、家族手当等を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均。

・表中の符号「x」は対象が少なため公表しないが、「x」の数値は総数に含む。

調査結果の詳細は、ホームページ「おいたの労働」の統計・調査のページをご覧ください。  
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>

ハローワークで仕事を紹介された方へ

厚生労働省の情報です。

**求人票と違う！と思ったら「ハローワーク求人ホットライン」にお申し出ください**

ハローワーク（公共職業安定所）で公開・紹介している求人の内容が実際と違っていた場合には、「ハローワーク求人ホットライン」にお申し出ください。事実を確認の上、会社に対して是正指導を行います。ひとりで悩まず、ご連絡ください。

こんなことがあったら、迷わずお申し出ください

- 面接に行ったら、求人票より低い賃金を提示された
- 求人票と違う仕事の内容だった
- 正社員と聞いて応募したのに、非正規雇用の形態だった
- 採用の直前に、求人票にはなかった勤務地を提示された
- 始業の30分前に出社させられている
- 「あり」となっていた雇用保険、社会保険に加入していない



ハローワーク求人ホットライン  
 （求職者・就業者専用）

ハローワーク

**03-6858-8609**

受付時間 平日 8:30~17:15

（土日・祝日・年末年始を除く）

※通話料は利用者負担となります。

引き続き、最寄りのハローワークでも相談に応じます。

主 要 労 働 経 済 指 標

項目 年月	賃 金 の 動 き						労 働 時 間 の 動 き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県
22年平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
24年平均	356,578	305,326	289,796	253,928	66,781	51,396	150.7	155.6	138.5	145.0	12.2	10.7
25年 4月	303,216	258,105	292,839	255,171	10,377	2,934	154.0	158.7	141.3	148.9	12.7	9.8
5月	297,852	260,481	288,359	252,674	9,493	7,807	149.3	153.8	137.2	144.0	12.1	9.8
6月	531,109	419,987	289,312	252,381	241,797	167,606	152.1	155.4	140.0	145.8	12.1	9.6
7月	407,341	342,524	288,592	254,054	118,749	88,470	154.3	159.1	141.9	148.8	12.4	10.3
8月	297,656	258,492	288,464	253,143	9,192	5,349	148.0	153.0	136.0	142.4	12.0	10.6
9月	294,452	252,445	288,387	251,929	6,065	516	147.2	152.5	134.9	141.9	12.3	10.6
10月	297,414	256,248	290,448	252,590	6,966	3,658	152.8	158.1	140.0	147.8	12.8	10.3
11月	310,846	266,888	290,415	253,213	20,431	13,675	153.5	156.8	140.5	145.9	13.0	10.9
12月	655,363	521,943	289,808	255,735	365,555	266,208	148.8	153.4	135.5	141.8	13.3	11.6
26年 1月	298,937	255,511	287,768	251,676	11,169	3,835	141.6	146.6	129.1	135.9	12.5	10.7
2月	292,084	252,147	288,502	251,439	3,582	708	145.3	149.1	132.7	138.3	12.6	10.8
3月	310,777	263,712	291,439	254,515	19,338	9,197	147.3	152.3	133.9	140.8	13.4	11.5
4月	306,807	263,498	294,925	258,545	11,882	4,953	153.5	160.0	140.1	148.3	13.4	11.7
5月	301,208	264,330	290,762	255,620	10,446	8,710	147.5	153.1	135.0	142.1	12.5	11.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)  
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数 (総合)17年=100		鉱工業生産指数 (季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市
22年平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191
23年平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368
24年平均	1.28	1.13	0.80	0.73	99.7	99.9	91.4	97.1	309,720	343,791
25年 4月	1.39	1.31	0.88	0.77	99.7	99.7	95.9	95.1	340,423	343,334
5月	1.42	1.30	0.90	0.78	99.8	99.6	97.7	86.7	307,926	325,465
6月	1.48	1.19	0.92	0.80	99.8	99.8	94.7	81.7	296,512	332,147
7月	1.46	1.17	0.94	0.80	100.0	100.2	97.9	91.8	310,387	315,796
8月	1.48	1.23	0.95	0.79	100.3	100.5	97.0	90.1	312,622	420,884
9月	1.51	1.17	0.96	0.79	100.6	101.0	98.3	88.1	315,443	314,577
10月	1.57	1.31	0.98	0.80	100.7	101.0	99.3	97.4	316,555	295,625
11月	1.55	1.15	1.01	0.80	100.8	101.1	99.2	98.5	300,994	315,648
12月	1.61	1.24	1.03	0.81	100.9	101.0	100.1	96.8	358,468	467,177
26年 1月	1.63	1.29	1.04	0.81	100.7	100.8	103.9	101.7	325,804	404,584
2月	1.67	1.39	1.05	0.83	100.7	101.0	101.5	101.4	294,509	324,439
3月	1.66	1.28	1.07	0.88	101.0	101.2	102.2	103.7	384,680	360,235
4月	1.64	1.32	1.08	0.88	103.1	103.4	99.3	96.2	329,976	272,294
5月	1.64	1.42	1.09	0.91	103.5	103.7	100.0	97.9	293,050	305,534

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) ●\*は速報値・空欄は未公表

●一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

TOPIX 県内の動き

平成26年度定時総会
一大分県経営者協会

大分県経営者協会（幸重綱二会長）は5月28日（水）、大分市トキハ会館で平成26年度定時総会を開催しました。

冒頭のあいさつで幸重会長は、「本会も会員企業の役に立つ活動を行うため、アンケートを実施したが、多くの意見は、労働と人の問題を中心とした従来の方針を維持しながら、一層の充実を図るというものだった。26年度活動方針案にも意見を盛り込んでいる。厳しい状況だからこそ足場を固めるべきという観点から、企業組織のあり方や基本的な労務管理の方策を見直すため、会員の英知を結集し、企業は人なりの考えを実践していきたい。」と述べました。

続いて、来賓として二日市具正大分県副知事が大分県知事の祝辞を代読しました。

総会では、労働問題研究会の取り組み等の25年度事業報告、決算等、



大分県経営者協会定時総会

26年度活動方針、予算の説明、議決があり、役員改選が行われました。

大分県産業安全衛生大会

7月2日（水）、「大分県産業安全衛生大会」が大分市コンパルホールで開催されました。

本年度の安全衛生表彰では、大分労働局長表彰の優良賞1社、奨励賞3社、安全衛生推進賞1名、大分県労働基準協会会長表彰の事業場表彰6社、個人表彰1名が、表彰を受けました。

大分労働局長表彰優良賞を受賞した、大分海運（株）代表取締役社長の佐藤公一氏は、「栄えある賞を頂いたことは光栄であり意義深く御礼申し上げます。今こそ全ての関係者が原点に立ち返り、安全最優先との認識を新たにすることが必要」と謝辞を述べました。

次に、主催者を代表して大分県労働基準協会の鈴木道春副会長は、「労働者の安全と健康が企業経営の最重要事項。労使が一体となって安全衛生活動に取り組むことが何より重要。更なる活動の取り組みをお願いする。」とあいさつしました。

また、来賓として大分県知事（県労政福祉課長代読）、大分県経営者協会田北裕之副会長、連合大分村田正利会長のあいさつがありました。

大分県下の労働災害は、平成25年の死亡者数が8人と一桁台になり過去最少となりましたが、死傷者数が1,177人と8年ぶりに増加に転じてい



安全衛生表彰を受ける受賞者

ます。このため大会では、経営トップの所信としての、安全で健康に働ける職場環境づくり、労使が一体となったリスクアセスメントの取り組みなど、本大会を契機に安全衛生水準の向上に邁進していくことの大会決議が採択されました。

このほか、大分労働局浅田和哉局長による「安全への挑戦」と題した基調講演、労働安全衛生総合研究所の高木元也氏による「現場の日々の安全活動は、品質向上、利益の源～ヒューマンエラー災害をいかに防ごうか～」と題した特別講演も行われました。

なお、本年度の安全表彰の受賞者は次のとおりです。

- 大分労働局長表彰 ▼優良賞 ▼大分海運（株） ▼奨励賞 ▼（株）いしかわ大分、葵機械工業（株）中津工場、KBツツキ（株）大分工場 ▼安全衛生推進賞 ▼安藤圭子氏
○大分県労働基準協会会長表彰 ▼事業場表彰 ▼菱東肥料（株）、日鉄住金ハード（株）大分製造所、（株）TRI九州、共栄船渠（株）、（有）道路施設、九州電力（株）三重営業所 ▼個人表彰 ▼木許機器工業（株）総務顧問 七蔵司都氏

(P8に続く)

労委だより

大分県労働委員会事務局 TEL 097-506-5251 FAX 097-506-1788

平成26年5月～6月の概況

◎審査事件関係

Table with 5 columns: 種別, 新規, 4月から繰越, 終結, 7月へ繰越. Rows include 不当労働行為事件 and 労働組合資格審査.

◎調整事件関係

Table with 5 columns: 種別, 新規, 4月から繰越, 終結, 7月へ繰越. Rows include あっせん, 調停, and 仲裁.

◎個別労働関係紛争関係

Table with 5 columns: 種別, 新規, 4月から繰越, 終結, 7月へ繰越. Row includes あっせん.

◎会議の開催状況

5月13日第1544回定例総会 6月10日第1546回定例総会
5月26日第1545回定例総会 6月24日第1547回定例総会

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。

解雇、賃金未払い、配転など、労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号
（県庁舎本館7階）

※相談時間は、9時から17時まで

大分県労働委員会
労働相談ダイヤル

097-536-3650

📄 (P7からの続き)

**第 6 回定期総会  
— 大分県労働者福祉協議会 —**

大分県労働者福祉協議会（大分県労福協、村田正利理事長）は5月27日（火）、大分市「全労済ソレイユ」で第6回定期総会を開催しました。

議事に先立ち、村田理事長は「労福協運動として、一般事業、公益福祉事業とも順調に事業展開ができています。2年をかけて大分県労福協の中期ビジョンが策定された。本総会

で協議いただき今後の運動方針・活動に活かしたい。昨年度は「パートタイム労働ガイド大分」を作成した。非正規労働者の3割がパート・アルバイト雇用という実態の中、多くの労働者の活用を期待する。会員の労組、福祉事業団体、NPOなど全ての仲間と連携し、県民に共感を呼ぶ勤労者福祉運動をより地域に根ざした運動として推進しなければならない。」とあいさつしました。続いて、来賓として、大分県商工労働部河野恭介理事兼審議監があいさつを行いまし

た。本総会では2013年度活動報告、決算等、県労福協の中期ビジョン、2014年度活動方針、予算の説明があり、議決されました。また、役員の変更があり、吐合史郎氏が新しい専務理事に選出されました。



📄 大分県労働者福祉協議会第6回定期総会

# 職場や仕事の悩み、トラブルは 大分県労政・相談情報センターの労働相談へ

## ご相談・お問い合わせは

### 労働相談専用電話

フリーダイヤル・・・0120-601-540  
携帯・公衆電話用・・・097-532-3040

### 非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話・・・・・・・・・・097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは労働問題全般の相談を受付けています。労働相談には次の種類があります。各相談とも予約は不要、相談料は無料です。

#### 通常労働相談(随時)

- ◇受付：月曜～金曜の毎日8時30分～17時15分  
(祝日、12/29～1/3を除く)
- ◇相談方法：来所または電話
- ◇県職員が直接相談を受けますので、秘密厳守です
- ◇場所：大分県庁本館7F労政福祉課労働相談室

#### 巡回特別労働相談

- ◇毎月1回、県内を巡回しながら開催しています

- ◇弁護士、社会保険労務士等が相談をお受けします
- ◇当日来場いただけない方は電話相談もできます

- ◆8月27日(水)大分会場  
【場所】ホルトホール大分 2階201会議室  
(大分市金池南1-5-1)

- ◇受付時間：13時15分～16時15分

- ◆9月24日(水)日田会場  
【場所】大分県日田総合庁舎 4階会議室  
(日田市城町1-1-10)

- ◇受付時間：13時15分～16時15分

#### 労働なんでも相談

- ◇毎月1回、県内を巡回しながら開催しています
- ◇県職員が相談をお受けします
- ◇当日来場いただけない方は電話相談もできます

- ◆8月6日(水)竹田会場  
【場所】竹田温泉「花水月」 1階会議室  
(竹田市会々2250-1 JR豊後竹田駅近く)

- ◇受付時間：11時～15時

- ◆9月10日(水)国東会場  
【場所】アストくにさき 1階中会議室  
(国東市国東町鶴川160-2)

- ◇受付時間：11時～15時

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

### 大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1  
TEL097-506-3354/FAX097-506-1827  
E-mail: a14530@pref.oita.lg.jp



### Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoita-0000.html>

### おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>